設置者・園長　各位
全日本私立幼稚園連合会より「令和4年度の私学助成園における処遇改善事業に係る取扱いの変更について」ご案内がありましたので、お知らせいたします。詳細は、(公社)神奈川県私立幼稚園連合会のホームページの新着情報にも掲載しましたので、ご覧ください。

私幼第 04043 号

令和 4 年 6 月 14 日

都道府県団体長　様

全日本私立幼稚園連合会
会　　長　　田中　雅道
政策委員長　　水谷　豊三

令和 4 年度の私学助成園における処遇改善事業に係る取扱いの変更について

日頃より、本連合会の諸活動にご理解・ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

さて、文部科学省私学助成課より事前に連絡があり、令和 4 年 6 月 14 日付にて『令和 4 年度の私学助成園における処遇改善事業に係る取扱いの変更』についての事務連絡が発出されるとの情報が入りましたので共有致します。

この事務連絡では、現在、私学助成園において実施している「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」に関して、令和 4 年 10 月以降の交付金の補助期間の延長及び学校法人負担を 1／3 に軽減することを国及び都道府県において引き続き支援することが示されております。

詳細については、『改正のポイント』をご確認いただき、加盟園へ至急ご周知していただくとともに、都道府県の担当部局への働きかけをお願い申し上げます。

なお、令和 5 年度以降の取扱いについては、現時点において方向性は示されておりませんが、引き続き補助がなされるよう要望活動を積極的に行って参ります。

以　上

改正のポイント

１．令和４年１０月から１２月の取扱いについて

〇「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」の補助期間を９月までとしていたところ、１２月まで延長されました。

〇既に補助金を交付されている園は、１２月末までの延長する手続きが必要になります。具体の手続きは、追って、**所轄の都道府県から連絡がありますので、遺漏ないよう対応してください。**

〇内閣府の事業と異なり、文部科学省は、毎月、新規の申請を受け付けています。これまで「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」の**補助申請をしていなかった園は**、まだ申請が間に合いますので、これを機に申請を検討してください。

２．令和５年１月から３月の取扱いについて

〇国の「私立高等学校等経常費助成費補助金」で支援が行われますが、当初の予定では、幼稚園負担 1/2 であったところ、「私立高等学校等経常費助成費補助金」の補助期間が短くなった（６か月→３か月）こともあり、**幼稚園負担が 1/3 となるよう、文部科学省から各都道府県にお願いをしているようですので、各都道府県団体において、幼稚園負担の軽減を行っていただくよう、都道府県の私学担当部署に働きかけを行ってください。**

〇更に、添付ファイルのポンチ絵では、**幼稚園負担 1/3 と書かれていますが、都道府県の判断で、幼稚園の負担を更に軽減することが可能です。その場合、国は従来どおり「都道府県補助額の 1/2 以内を補助」**（都道府県と同額を負担）することとされています。

〈具体例〉

例１：幼稚園負担 1/3 の場合、国・都道府県負担は 2/3 となります。
この 2/3 に対して、国が 1/2 を補助します。
その結果、負担割合は、幼稚園 1/3、国 1/3、都道府県 1/3 となります。

例２：幼稚園負担ゼロの場合、国・都道府県負担は 10/10 となります。
この 10/10 に対して、国が 1/2 を補助します。
その結果、負担割合は、幼稚園ゼロ、国 1/2、都道府県 1/2 となります。

例３：幼稚園負担 1/4 の場合、国・都道府県負担は 3/4 となります。
この 3/4 に対して、国が 1/2 を補助します。
その結果、負担割合は、幼稚園 1/4（2/8）、国 3/8、都道府県 3/8 となります。

例４：幼稚園負担 1/5 の場合、国・都道府県負担は 4/5 となります。
この 4/5 に対して、国が 1/2 を補助します。
その結果、負担割合は、幼稚園 1/5、国 2/5、都道府県 2/5 となります。

【補足】

〇「私立高等学校等経常費助成費補助金」の仕組みは、都道府県が補助した補助金額（都道府県補助額）を国が補助するという仕組みです。ポンチ絵にある「国は都道府県補助額の 1/2 を補助する」の意味するところは、国は都道府県と同額を補助するという意味と同義です。

〇上記の例示のとおり、常に国と都道府県の割合は同率となります。

〇そのため、各都道府県団体は、**1/3 に縛られることなく、更なる負担軽減を求めて、情報収集を行っていただくとともに、各都道府県の担当部署等に働きかけをおこなってください。**

３．令和５年度の取扱いについて

〇現在検討中ということであり、現時点で方向性は示されていませんが、引き続き、文部科学省から情報収集を行います。全日私幼連としても、施策に優先順位を付け、要望活動を行いたいと考えています。

事　務　連　絡
令和４年６月１４日

各都道府県私立学校主管課　御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

令和４年度の私学助成園における処遇改善事業に係る取扱いの変更について

幼稚園（子ども・子育て支援新制度の施設型給付を受けるものを除く。）を設置する学校法人における幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和４年２月から収入を３％程度（月額 9,000 円）引き上げるための財政支援に取り組んでいるところですが、これまでお知らせしておりました国の財政支援の在り方について、下記のとおり変更することとします。

記

１．令和４年１０月から１２月の取扱いについて
現在実施している「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」における補助は、補助期間を９月までとしているところ、本年１２月まで延長することとします。
そのため、１２月末まで当該補助金の継続を希望する幼稚園については、変更交付申請が必要となります。具体の手続きについては、実施要領等の改正が整い次第、お知らせいたします。なお、補助要件等の変更は予定しておりません。

２．令和５年１月から３月の取扱いについて
「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」による処遇改善の取組を継続的に支援する「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）」について、上記１．の補助期間変更に伴い、補助対象期間の開始を令和４年１０月から、令和５年１月に変更します。
上記のとおり、「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）」による補助期間が当初から短縮（６か月→３か月）されたことから、各都道府県におかれましては、学校法人負担が 1/3 に軽減されるよう、取り組んでいただくようお願いいたします。
具体的な配分方針等については、別途お知らせいたしますが、各都道府県におかれましては、本スキームを活用いただき、幼稚園教諭等の処遇改善の取組への支援を行っていただくよう、お願いいたします。

３．令和５年度の取扱いについて
令和５年度の概算要求については現在検討中です。

【本件担当】
文部科学省高等教育局私学部
　私学助成課助成第四係
電　話：03-5253-4111（内線 2547）
E-mail：josei4@mext.go.jp

私学助成園における処遇改善事業に係る取扱いの変更について

【概要】
①「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」の**補助期間を本年12月まで延長**して実施。
②令和５年1月～3月について、**学校法人負担を1/3に軽減する都道府県の取組を支援**。
　国は「私立高等学校等経常費助成費補助金」において、都道府県補助額の1/2以内を補助。

令和４年度

変更前

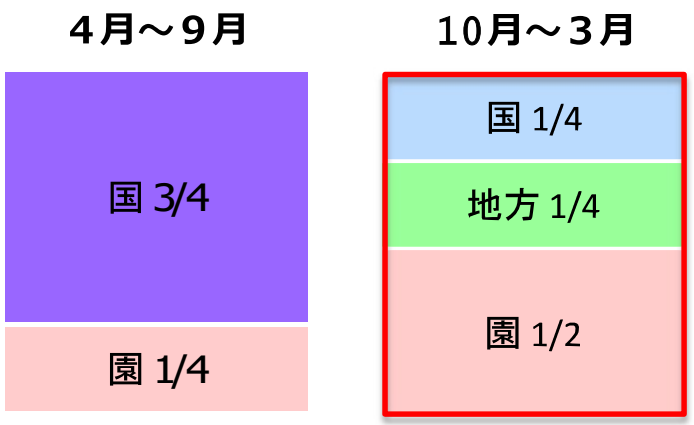

変更後

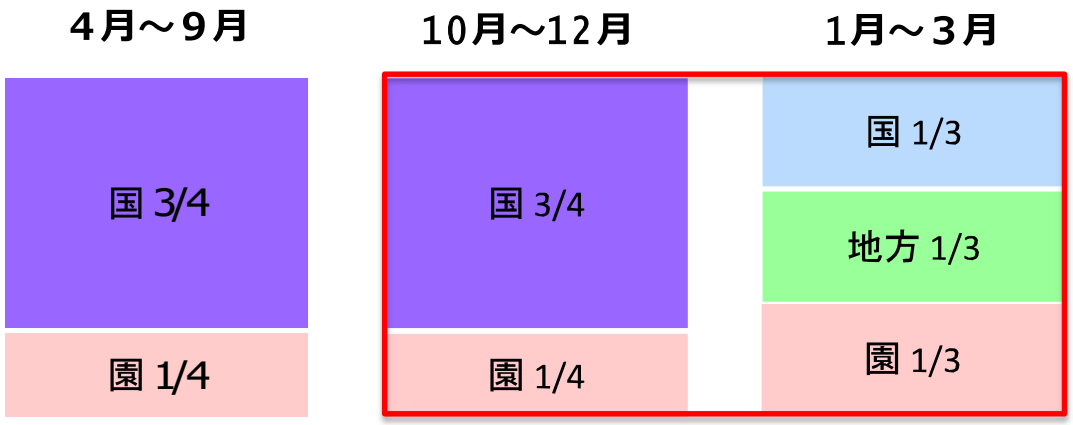

：教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）

：私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）

：都道府県事業

：設置者負担